

# 緑の地球ネットワーク定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人(以下「会」という。)の名称は、緑の地球ネットワーク(略称 GEN)とする。  
英語名は、GREEN EARTH NETWORK、中国語名は、緑色地球網絡とする。

(事務所)

第2条 会の主たる事務所は、大阪市内に置く。

(目的)

第3条 会の目的は、地球環境のための国境を越えた民衆の協力を推進することである。地球上の各地で水土流失や沙漠化が深刻化する中、そこで暮らす人びとの森林を取り戻す努力に協力し、あわせて自分たちの生活の場でも緑を守り、緑とともに生きるよう努める。

(会の活動とその種類)

第4条 会は、目的を共有する、自立した個人のネットワークであり、それぞれが自分にできることを行い、互いに尊重し、互いの信頼のもとに活動する。

2 会は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条に定める別表のうち「環境の保全を図る活動」「災害救援活動」「国際協力の活動」「子どもの健全育成を図る活動」として、次の活動を行う。

- (1) 失われた森林を取り戻し、緑とともに生きようとする人びととの共同事業
- (2) 環境保全に必要な地域の自立・安定と人材育成を支援する事業
- (3) 資金、資材、情報等の提供(資金及び資材の提供については、会員が現地に行くことを原則とする。緊急の災害救援活動などにおいてはこの限りでない。)
- (4) 調査、研究、実験、人材派遣
- (5) 森林を取り戻す活動を体験するワーキングツアー、講演会、交流会等の催し物
- (6) 会報、出版物の発行
- (7) その他、目的の達成に必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 会の趣旨に賛同し、会費を納めるものは、会員になることができる。

2 会員は、法上の社員とする。

(会員の種類と会費)

第6条 会員の種類は次のとおりとし、会費は総会で定める。

- (1) 一般会員 会の趣旨に賛同して入会した個人
- (2) 家族会員 前号の一般会員と同居の家族で入会した者
- (3) 学生会員 大学・高校・専門学校等に在学する会員
- (4) ジュニア会員 中学生以下の会員
- (5) 団体会員 会の趣旨に賛同して入会した団体又はグループ
- (6) 賛助会員 会の趣旨に賛同し財政的な援助を行おうとする会員

2 会費は、入会時に1年分を納入し、以後1年経過するごとに1年分を納入するものとする。ただし、一括納入が困難な会員は、会の会計に申し出て分割納入することができる。納入された会費その他の拋出金品は、理由を問わず返却しない。

(入会)

第7条 会に入会しようとするものは、必要事項を記載した入会申込書を会の事務局に提出する。

2 前項の入会申込書を提出したものは、会の事務局が会費を受領したときから会員となる。  
(退会)

第8条 会員は、会の事務局に退会届けを提出し、退会することができる。

2 会員が死亡したとき(団体会員の場合は、解散したとき)、又は、1年以上会費を滞納したときは、前項の規定に関わらず、当該会員は退会したもとする。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、総会の議決に基づき当該会員を除名することができる。

(1) 会の名誉を著しく傷つける行為をしたとき

(2) 会の目的に反対する活動をしたとき

2 前項の議決は、総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とし、議決前に当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 総 会

(総会の種類)

第10条 会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 総会は、会の最高の議決機関であり、おおむね次の事項を審議し、承認又は決定する。

(1) 会の活動報告と総括

(2) 会の活動計画

(3) 会計報告及び予算

(4) 役員を選出

(5) 会員の会費

(6) 定款の変更

(7) 会の解散

(8) その他の重要事項

(総会の開催)

第11条 通常総会は、毎年6月に開催することを原則とする。

2 臨時総会は、世話人会が必要と認めたとき、又は、会議の目的を記載した書面によって会員の5分の1以上から開催の請求があったとき、又は、監査が必要と認め招集したときに開催する。

(総会の招集)

第12条 総会は、代表が招集する。ただし、第16条第6項に定める場合を除く。

2 代表は、会員から前条第2項に定める臨時総会開催の請求があったときは、請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、議題等を記載した書面で、開催の少なくとも10日以上前に会員に通知する。

(総会の定足数及び議決)

第13条 総会は、会員の3分の1以上の出席により成立するものとする。

2 総会の議決は、この定款に別の定めのあるものを除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 事情により総会に出席できない会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。その場合その会員は総会に出席したものとみなす。

4 前項の議決の票決権は、会費納入の口数に関わらず、1人(団体の場合は1団体)につき1票とする。

(総会の運営)

第14条 総会の議長は、総会において出席した会員の中から選出する。その他、総会の運営に必要な総会役員は、議長が総会の承認を得て決める。

#### 第4章 役員と運営組織

(役員の種類)

第15条 会に、次の役員を置く。

- |     |      |        |
|-----|------|--------|
| (1) | 代表   | 1名     |
| (2) | 副代表  | 若干名    |
| (3) | 世話人  | 9名～18名 |
| (4) | 事務局長 | 1名     |
| (5) | 会計   | 1名     |
| (6) | 監査   | 2名     |

2 前項の(1)～(5)の役員は法上の理事とする。

3 監査は、法上の監事とし、第1項(1)～(5)の役員となることはできない。

(役員の職務)

第16条 代表は、会を代表し、会を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、職務を代行する。

3 世話人は、世話人会に出席し、会の日常活動に必要な事項を決定するとともに、会の各種事業の円滑な遂行に必要な活動を行う。

4 事務局長は、会の事務を統括する。

5 会計は、会費その他の収入及び活動費用の支出を管理する。

6 監査は、法第18条の職務を行うこととし、世話人会・事務局の活動及び会計の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。またこの報告のために総会を招集することができる。

(役員を選出と任期)

第17条 役員は、総会で選出する。役員任期は2年間とする。ただし任期途中で選出された場合は前任者の残りの任期とする。再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の会員総会が終結するまでその任期を伸長する。

(運営組織)

第18条 会を運営するため、世話人会及び事務局を置く。

2 世話人会は、代表、副代表、世話人、事務局長、会計により構成され、おおむね月に1回開催して、会の日常の運営について必要な決定を行う。また、世話人会の運営に関して必要な事項は、世話人会で決める。世話人会は、会員に公開されており、会員は、いつでも世話人会の傍聴及び議事録の閲覧をすることができる。

3 事務局は、事務局長、会計、事務局員で構成され、事務所を管理し、総会及び世話人会の決定に基づき、会の日常の事務を行う。事務局の人件費を含む活動費用については、会の経費で賄う。

4 会員は、世話人会の承認を得て、自主的に活動の課題又は地域に応じたグループを組織することができる。ただし、当該グループの活動は、すべて世話人会に報告する。

(顧問)

第19条 会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、世話人会の決定に基づき、代表が委嘱する。

## 第5章 会計と資産

### (運営経費等)

第20条 会の運営に必要な経費は、会費、会報の購読料、寄附金、その他の事業収入で賄うものとする。

2 緑化協力等の目的の明らかな寄附金は、会の運営経費とは区別し、目的のためにのみ使用する。ただし、会の存続に関わる重大な事情がある場合は、この限りでない。

3 会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとし、総会で承認された予算に従って資金運用するものとする。ただし、年度当初から総会までの間、及び総会開催時に予測できなかった事態が生じて予算変更の必要が生じたときは、世話人会で暫定予算を決め、執行することができる。

### (資産の管理)

第21条 会の資産は世話人会が管理し、その方法は別に定める。

## 第6章 解 散

### (会の解散)

第22条 会は、総会において出席した会員の3分の2以上の同意を得て解散することができる。

## 第7章 雑 則

### (公告)

第23条 会の公告は、官報により行う。ただし、法第23条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

### 附則

1 特定非営利活動法人緑の地球ネットワーク定款の一部を改正し、2002年6月22日から施行する。

### 附則

1 定款の一部を改正し、大阪府の認証の日から施行する。

### 附則

1 会員の会費は以下のとおりとする（1口）。

- |     |        |            |
|-----|--------|------------|
| (1) | 一般会員   | 年額 12,000円 |
| (2) | 家族会員   | 年額 6,000円  |
| (3) | 学生会員   | 年額 3,000円  |
| (4) | ジュニア会員 | 年額 1,000円  |
| (5) | 団体会員   | 年額 12,000円 |
| (6) | 賛助会員   | 年額100,000円 |

2 会費のうち、1口を超える部分は寄附金として扱う。

3 賛助会員の会費のうち、12,000円を超える部分は寄附金として扱う。